

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が地域の診療所と連携を密にし、地域医療の向上に資することを目的として実施する岐阜大学医学部附属病院病診連携機関登録制度（以下「登録制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(登録対象機関)

第2条 登録制度に登録できる機関は、登録時に次の各号のいずれかに該当する診療所とする。

- 一 前年度の本院への患者紹介実績が10件以上の診療所
- 二 ぎふ清流ネットを利用している診療所

(登録手続)

第3条 登録制度に登録を希望する診療所は、別紙様式1「病診連携機関登録承諾書」に必要事項を記入の上、本院総合患者サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）へ提出する。

(登録)

第4条 本院の病院長（以下「病院長」という。）は、登録が完了した機関（以下「登録機関」という。）に、病診連携機関登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2 登録機関は、登録証の掲示等により、登録機関であることを広報することができる。

(登録期間)

第5条 登録期間は、登録日の属する年度の3月末までとする。ただし、期間満了日までに登録辞退の申出がない場合は、1年延長するものとし、以後の更新についても同様とする。

(運用)

第6条 本院は、登録機関との病診連携を踏まえ、次の各号に掲げる事項について実施する。

- 一 登録証の交付
- 二 病院内での登録機関名等の掲示（希望する登録機関のみ）
- 三 患者の積極的な紹介、逆紹介及び受入れ
- 四 本院公式ホームページ及び各種案内冊子への掲載（希望する登録機関のみ）
- 五 本院関係の講演会及び研修会等の案内
- 六 本院広報誌等の配付

2 登録機関は、本院との病診連携を踏まえ、患者の積極的な紹介及び受入れに関し協力する。

(登録内容の変更， 辞退)

第7条 登録機関は、登録内容に変更が生じたとき又は登録の辞退をする場合、別紙様式2「病診連携機関登録内容変更・辞退届」に必要事項を記入の上、サポートセンターへ提出する。

(登録の取消し)

第8条 病院長は、登録機関として相応しくないと判断した場合、当該登録機関の登録を取り消すことができる。

(登録証の返却)

第9条 登録機関は、第7条又は第8条の規定により、登録の辞退又は取り消しをされた場合、速やかに登録証を本院に返却する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、登録制度に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月6日から施行し、令和5年1月1日から適用する。